

# 都留市史

資料編 近世 II

## 三二ヶ堰

五五二 井倉村太郎左衛門へ用水普請相頼むにつき小形山村六郎兵衛等連印証文 安永八年(三十九)三月

連印証文之事

一 此度村方用水田水願之儀ニ付、連印ヲ以其元へ相頼候上は、御普請中是不申及、御益金并横合より六ヶ鋪儀出来候共、右連印之者ニて引請、其元へ御苦勞懸申間鋪候、然ル上連印之者共内談致し候事、決て他言仕間鋪候、為後日之連印証文、仍て如件

安永八年

小形山村

亥三月

六郎兵衛印

同所

六左衛門印

同所

太左衛門印

同所

忠兵衛印

同所

太兵衛印

井倉村

太郎左衛門殿

(井倉 小林金一家文書 水利・土木二)

【解説】 この史料は、小形山村六郎兵衛等が井倉村の太郎左衛門に、村の用水普請を願ったときの連印証文である。次に掲載する史料から明らかのように、この用水普請は新田の開発を伴うものであった。

五五三 川茂・小形山両村用水畑田成普請熟談につき小形山村名主・年寄連印証文  
安永八年(一七九)三月  
熟談証文之事

此度川茂・小形山両村用水畑田成願上申度、其元相頼 御上様へ願上候、路用等之儀は、両村方六ヶ年歟下貴殿へ御取立可被成候、尤内金子百五拾両は、村方自普請入用金ニ指置、残て四ヶ年分は、両村方右熟談仕候世話人五分請取、残て五分は其元方へ御請取被成候旨ニ熟談仕、連印証文指出申所、仍て如件

安永八年 小形山村 各主  
亥三月 六郎兵衛

同所 年寄 六左衛門  
同 太左衛門  
同 忠兵衛  
同 太兵衛

井倉村 太郎左衛門殿

(井倉 小林金一家文書 水利・土木三)

【解説】 川茂・小形山両村では、畑を田にするため用水を開削する

安永八年 同 小形山村名主  
亥ノ六月 六郎兵衛

同 同所 年寄 忠兵衛  
同 同 年寄 太兵衛  
同 同 年寄 六左衛門

同 同 百姓代 弥五兵衛

(川茂 天野正之家文書 六)

【解説】 小形山村・川茂村が用水開削を願ったのは、田が沢田ばかりで少ない上に、飲料水にも困っていたからであった。しかし、用水を開削するためには取水口に隧道を掘らねばならず、そこで入用金の拝借を願ったのがこの史料である。

五五五 井倉村太郎左衛門より下谷村油屋惣五郎へ質地に相渡す家屋敷証文之事  
安永八年(一七九)八月  
質地ニ相渡申家屋敷証文之事

一合金四拾両は 但文字金也  
此質地 井倉村落合にて我等居屋敷  
建家廻り共不残

第8章 山と水  
右書面之金子只今儘ニ請取、我等家屋敷廻り共、不残相渡申処実正ニ御座候、年季之儀は、当亥ノ八月より来ル西ノ八月迄、中十ヶ年季ニ相定申候、御年貢諸役之儀は、御水帳次第貴殿方にて御上納

ことにした。その工事を井倉村太郎左衛門に依頼するに当たって、事前に取り決められた収益金の分配見積りがこの史料である。

五五四 井倉村太郎左衛門等より畑田成につき水口岩切抜入用金拝借願書  
(出書書) 安永八年(一七九)六月  
「第拾号」 安永八亥」  
乍恐以書付ヲ奉願上候

一甲州郡内領小形山・川茂両村之儀は、御田地畑高多、外村方と連早魁之年は、少々之沢田畑作仕付、御成箇之儀も引方不被仰付、農業渡世可仕様無御座、其上用水等も桂川流ヲ汲、村方より六七丁も用水隔、家内七八人暮候者は、若人水汲ニ掛ケ数年難義仕候、此段御支配御代官様御賢察被下置、去戌年用水田水之場所御見分被下置候得共、御入用至て相掛り候故御差置被遊候、依之此度絵図面相認メ奉願上候、右之場所先年より有来り候水口、岩切抜、穴九尺四方、長サ八拾間余、同所岩切抜五拾間余も御座候場所御見分之上、御拝借被下置候得は、私畑田成りヲ以永々御益百両宛差上手普請ニ可仕候、願之通り被仰付被下置候ハ、右田成り御積り以願入方へ通水後拾五年、田成り被下置御拝借御返納仕候様奉願上候、御慈悲ヲ以被仰付被下置候ハ、困窮之百姓御救被下、難有仕合ニ奉存候、御普請被仰付被下置候様偏ニ奉願上候、以上

郡内領井倉村願入 太郎左衛門

可被成候、尤此家屋敷ニ付、親類は不申及、外より差構候もの無御座候、先書質地等ニも入置不申候、若六ヶ敷儀申者有之候ハ、我等共引請、貴殿へ御苦勞懸申間敷候、年季明本金返済仕候ハ、右之質地御返シ可被下候、其節ニ至請兼申候ハ、流地ニ候間、相渡可申候、其節一言之違乱申入間敷候、為後日質地証文、仍て如件  
安永八年 亥八月 井倉村落合

質主 太郎左衛門  
同所親類 請人 嘉 内  
下谷村堅町 下谷村  
下谷村 質人 次郎右衛門  
油屋惣五郎殿

(井倉 小林金一家文書 質地・小作証文三)

【解説】 この史料は、用水開削請負人の井倉村太郎左衛門から、下谷村の油屋惣五郎に宛てられた質地証文である。質地とされたのは家・屋敷で、質地金は四〇両、年季は一〇年であった。質地証文としては一般的なのであるが、太郎左衛門が質入れた理由は用水開削費用を捻出するためであった。

五五六 井倉村太郎左衛門より下谷村油屋惣五郎へ差出す借屋小作証文之事  
安永八年(一七九)八月  
差出申借屋小作証文之事

井倉村落合ニて家屋鋪廻り共不残、当亥ノ八月より来ル酉八月迄、  
中年十ヶ年季ニ小作ニ預り申出衷正ニ御座候、為此家賃小作金一ヶ  
年ニ金六兩宛急度差出可申候、御年貢諸役之儀は勝手ニ付、我等方  
より御上納仕候、右小作金家賃之儀相滞も有之候へ、証人引請相  
弁へ少も御損毛相懸申間敷候、万一相滞候へ、地所御取上可被下  
候、其節一言之異変申入間敷候、年季明小作金家賃等無滞指出申候  
へは、此証文ニて何ヶ年も、我等請人ニて借家ニ御座候、為後証、  
仍て如件

安永八年

井倉村落合

借家小作人 太郎左衛門

亥八月

同所

親類請人 嘉 内

下谷村

証人 次郎右衛門

下谷村

油屋惣五郎殿

(井倉 小林金一家文書 實地・小作証文四)

【解説】 この史料は前掲史料五五五に対応するもので、太郎左衛門  
が油屋惣五郎に質入れた家・屋敷を改めて借屋したことを示す。  
家賃は年六兩、年貢・諸役は借屋人負担、年季は一〇年であった。

五五七 小形山村用水田水の儀差障りなきにつき川茂村惣百姓連判  
一札  
〔編纂〕  
〔改拾五号〕

安永九年(一六〇)九月

乍恐連判書付ヲ以奉申上候

一 小形山村用水田水の儀、井倉村太郎左衛門を以、御願奉申上候義  
ニ付、当村百姓小前連判差上可申儀被 仰渡候ニ付、百姓小前へ  
申渡候処左ニ奉申上候  
一 水揚口より字はまいば山、穴堀ぬき〇場所迄、懸合承知仕候、溝  
代御高所之義は、其持主へ地代御高引ヲ以、其者相助り候様御勘  
弁ヲ以、被仰付被下置候様奉願上候

一 当村用水之義は、桂川坪深キ川ニ御座候得は、半町より沓町、沓町  
余波揚候場所ニ御座候得共、呑水古来より汲揚来り候儀ニ御座候  
得は、至て困窮ニも不奉存候、尤出火等も有之候節へ甚難義仕候  
一 当村之義は長式拾五間余、横八尺桶場大難所之板橋御座候、享保  
年中河原清兵衛様御支配之節、御上様之御入用ヲ以御普請仕候  
処、其後度々御支配様へ御願奉申上候得共、御取上不下置、地普  
請ニ相成、小村之義ニ御座候得は至て困窮仕候、尤古川戸村〇両  
村立会ニて普請仕候得共、古川戸村之義、高三百石〇之村方、私  
共村方之義は高百七石七斗三合ニて、橋元村之義ニ御座候得は、  
出水度々懸替之節人足諸〇用等、橋元村故等分之割合ヲ以割合仕  
候処、家数五拾五軒程之小村故、至て困窮仕候、何〇御上様御慈  
悲ヲ以御堅察可被成下候  
一 当村之儀は黒野田宿へ大助郷ニ御座候処、当村より黒野田宿へ道

法三里半程之所へ罷出、鶴瀬宿・巨麻〇宿へ懸合仕、笹子峠大難  
場三里程之場所ニ御座候〇、御伝馬相動候得は、沓人相動候人足  
三日宛相懸り、殊ニ近年甲州道中御通行繁ク相成、尚又三月〇七  
月迄別て繁ク、当郡百姓仕農最中御伝馬〇相動罷在候得は、自然  
と仕附旬後ニ罷成、渡世ニも相分れ候程之困窮ニも相成候処、乍  
恐御慈悲ヲ〇御堅察可被成下候  
一 当村薪山之儀は、朝日山へ薪山御年貢御上納仕、道法四里半より  
五里之所、行戻九里、十里之道ニ御座候得は、馬人ニて一日ニ薪  
沓駄ならで、漸々昼夜相懸り取申候得は、是以困窮仕候  
一 当村馬草山之義、当村山統キ初符山へ少々山手差出シ、馬草取申  
候得共、道法行戻三里程之場所ニ御座候得は、馬人ニて漸々一日  
ニ沓駄方馬日詰ニ取申候故、四月より八月日岸迄之間取申候、道  
法り遠ク山少ク御座候得は、式番生草迄取候得共、当村畑へ肥  
行届キ不申候

一 当村地所之義は、小形山地所と入交りニ御座候処、〇引取候て畑  
田成ニ被仰付候ても、右御高所之義ニ御座候得〇麦作仕付置候  
処、古田と違麦作取上候跡御田地ニ相直候義、沓反歩ニも余程之  
人手間相懸り可申旨日間〇之候得は、是又諸作・飼蚕ニ差障り可  
申候、然共麦作仕〇置不申候てハ、百姓夫食差支至て難義至極ニ  
奉存〇、乍恐此義御堅察可被成下候、尚又当郡之義ハ五月中前、  
四日・五日より中限り麦作刈揚、五月中〇〇〇限り仕付不申候て  
は、実法不申候場所ニ御座候、飼蚕之義も三月土用中半ニはき  
立、五月中迄ニ仕揚申〇土地ニ御座候、左候得は日間無之人手間

不相足、右御田地ニ相懸り候てハ、諸作・飼蚕ニ相分れ、百姓身  
命送方無御座候、殊更百姓第一之御年貢、是迄畑御年貢御上納致  
候も、世柄悪敷御座候得は、借〇金仕年後ニ御上納仕候、右井倉  
村太郎左衛門、私共村方〇度々懸合候は、畑田成ニ相成候へ、百  
姓助ケニも可相成〇申之候、依之村中大小百姓談合候処、水引取  
候て〇御田地ニも相成、御上様御益ニ相成候儀ニ御座候〇〇、何  
分私共差障り候義決て無御座候、然共前書奉申上候通り、困窮村  
之義ニ御座候得は、右畑御田地ニ相直シ候義、差当テ当時困窮ニ  
も可相成哉難計奉存候、右畑御田地ニ相成候ハ、書書奉申上候  
通り困窮之百姓之義ニ御座候得は、御上様御勘弁ヲ以幾〇百姓相  
助り、御百姓相統仕候様乍恐御堅察可被成下候、右太郎左衛門奉  
願上水揚候て御田地ニ相成候義、御上様御益之義ニ御座候得は、  
何分私共差障り候義決て無御座候、仍之惣百姓連判仕差上申一  
札、書面之通り少も相違無御座候、以上

安永九年

川茂村

子九月

名主

助右衛門

組頭

孫右衛門

百姓代

宇 内

久保平三郎様

御役所

差出申一札之事

一 此度小形山村用水田水之儀、井倉村太郎左衛門ヲ以御願申候ニ

付、当村地所之儀は小形山村地所と入交り御座候処、水揚り御田  
地ニ相成候ニ差障り有之候哉、相糺候様被 仰付候処、私共承知  
仕畑田成ニ相成、或□御益増金相懸り、末々ニ至り困窮ニ相成候  
共、双方承知仕連印書付差上候上へ、子々孫々ニ至るも村役人衆  
中へ、御恨ケ間敷養少も申上間敷候、仍之双方承知印形差出シ申  
処、如斯ニ御座候、以上

安永九年

百姓

友右衛門 ㊦

子九月

喜平 次 ㊦

市郎右衛門 ㊦

所右衛門 ㊦

重 藏 ㊦

勘 平 ㊦

利 八 ㊦

清左衛門 ㊦

文右衛門 ㊦

仲右衛門 ㊦

勝兵衛 ㊦

清兵衛 ㊦

徳右衛門 ㊦

太郎左衛門 ㊦

源兵衛 ㊦

八左衛門 ㊦

市左衛門 ㊦

伝四郎 ㊦

治郎助 ㊦

浄泉寺 ㊦

権 平 ㊦

真浄寺 ㊦

治郎左衛門 ㊦

西光寺 ㊦

伊兵衛 ㊦

治兵衛 ㊦

大炊左衛門 ㊦

す わ ㊦

幸右衛門 ㊦

孫四郎 ㊦

しめ五郎 ㊦

作右衛門 ㊦

忠兵衛 ㊦

和三大 彦之丞 ㊦  
半 藏 ㊦ 五郎右衛門 ㊦  
要 八 藏 ㊦ 甚右衛門 ㊦  
五右衛門 ㊦ 儀 助 ㊦  
伝右衛門 ㊦ 弥平 治 ㊦  
甚左衛門 ㊦ 仁右衛門 ㊦  
利右衛門 ㊦ 弥兵衛 ㊦  
丈左衛門 ㊦ 文右衛門 ㊦  
藤左衛門 ㊦ 縫左衛門 ㊦  
与兵衛 ㊦ 重郎兵衛 ㊦  
喜右衛門 ㊦ 又右衛門 ㊦  
由右衛門 ㊦ 忠 藏 ㊦  
伊 助 ㊦ 長右衛門 ㊦  
庄五郎 ㊦ 縫之丞 ㊦  
利兵衛 ㊦ 佐五右衛門 ㊦  
彦次右衛門 ㊦ 伝五右衛門 ㊦  
平之丞 ㊦ 源兵衛 ㊦  
所右衛門 ㊦ 治兵衛 ㊦  
勘左衛門 ㊦ 久左衛門 ㊦  
利右衛門 ㊦ 七兵衛 ㊦  
久右衛門 ㊦ 九郎左衛門 ㊦  
彦 七 ㊦ 弥左衛門 ㊦  
太郎左衛門 ㊦ 安左衛門 ㊦

村役人衆中

(都留市所蔵 禾生村役場旧蔵川茂村文書 資料一般七)

【解説】 小形山村と川茂村の両村にかかわる用水は、一般に二ヶ堰  
と呼ばれている。この史料は、川茂村が二ヶ堰の開発に異存のない  
ことを表明したものである。

五五八 井倉村太郎左衛門より川茂・小形山村分内用水路御普請吟

味願書

安永九年(元〇)一〇月

(複製) 「第〇号 九 工事発願書類控

各主 重蔵控」

乍恐以書付奉願上候

一 甲州都留郡川茂村・小形山村分内用水路御普請之儀、先達てより

御支配御代官様へ段々奉願上候は、私願之通御普請被 仰付候得  
は、両村分内畑勝チ之所、多分田方ニも相成、殊ニ両村共至て用  
水不自由成場所にて、桂川最寄之ものハ七、八町隔り候桂川より  
汲上、又は山沢より涌出候水を堤香水ニ仕候故、万一出火等有之  
候節も相防キ可申手段無之、連々大勢之百姓難儀困窮仕罷在候ニ  
付、先年より濃居候用水路取立、用水引取候様仕度旨、両村一同  
私方へ及熟談候間、右之段御支配御役所へ書付を以御願申上候  
処、当八月中御手代様方為御見分御越被下候ニ付、私并両村役人  
一同御案内仕、場所逸々御糺奉請、町歩等御改竈給被仰付、其  
上両村差障り之有無御糺被下候処、何ニても一向差障無之、両村  
共承知得心仕候ニ付、猶又右用水路御普請仕立方下目論見被 仰  
付候間得と勘弁仕、乍恐御入用諸色可成丈減少仕積立候処、一鉢  
右場所平地と違、嶮岨山根通、殊ニ五町余之所穴掘抜候事故、諸  
式掛り多候得共、先達て一通り御入用御金高奉申上候儀ニ付、今  
更御金高相増申上候は奉恐入候故、先願御金高を以早速御普請被  
仰付候様、度々奉願上候得共、其内御検見先并御年貢御取立時節  
ニ罷成、御吟味段々御延引ニ相成候、何卒前段願之趣被為聞召  
分、此度御直御見分被成下、右願之通早速御吟味被為仰付被下置  
候様何分奉願上候、左候得は早々取掛、来春迄ニ御普請相仕立、  
来丑年より田方出来仕候様仕度候御事、且又先達て御支配御役所  
へ別紙願書ニ奉申上候は、御普請御入用金之儀ハ、金八百両被下  
置候ハ、御普請御仕様帳通丈夫ニ相仕立、御年季中ハ大破・小  
破共私自普請ニ仕、用水少も差支無之様可仕旨申上置候御事、右

願之趣御聞落被成下、早速御吟味被為 仰付被下置候へ、両村共大小百姓相助り、行々御百姓相統仕、広太之御救難有仕合奉存候、依之不願恐奉願上候御事

右奉願上候通少も相違無御座候、何卒御憐愍を以早速御吟味被為仰付被下置候へ、重々難有仕合ニ奉存候、以上

安永九 子十月 久保平三郎御代官所 甲州都留郡井倉村百姓 願人 太郎左衛門 橋爪良助様

【解説】 この史料は、太郎左衛門が二ヶ堰の開発の許可を勘定所に願ったものである。工事費は金八〇〇両と見積られていたことがわかる。

五五九 井倉村太郎左衛門等より川茂・小形山畑田成御普請入用金

請取証文 天明三年(天保)三月 寛

一金貳百貳拾三両也 右ハ川茂・小形山畑田成御普請御入用金之内、書面之通り御金蔵より相渡り候分、御渡シ成被下、難有奉請取候、此上油断不仕、御普請出精仕、相仕立可申候、依之請取証文差上申候、以上

井倉村 願人 太郎左衛門

同断 忠兵衛

久保平三郎様

御役所

(井倉 小林金一家文書 水利・土木六)

【解説】 二ヶ堰開発資金として天明三年三月に幕府から金二二三両が下付されていたが、七月になりさらに金一〇〇両が下付されたことがこの史料からわかる。

五六一 川茂・小形山畑田成用水路掘抜穴の模様替え御免下された

きにつき両村役人願書 天明三年(天保)一〇月 改九号 五通 二十五号之内

乍恐書付を以奉(願カ)上候

一 川茂・小形山畑田成用水路、去寅八月御下知相済、御普請取掛り候処、掘抜穴之義、願人太郎左衛門もよう替之義御願奉申上候ニ付、御支配様より両村御呼出シ被遊、もよう替之儀被仰聞候処、右両村小前百姓相談仕奉申上候義は、又候此度もよう替仕候ては、畑田成之場所多分ニ減、水のり悪敷、尚又御冥加金相掛り候場所、格別ニ減候ニ付、此度之もよう替之義は、何分御免被成下置候様奉願上候、何卒右御目録見通御座候へ、難有仕合奉存候、前書奉申上候通、もよう替之義、何分御免被成下、先達て取極り候通り被仰付被下置候へ、両村百姓難有仕合奉存候、以上

川茂村

天明三卯三月十七日

同 治郎左衛門代 証人 嘉内

小形山村 証人 太兵衛

久保平三郎様 御役所

【解説】 二ヶ堰の開発は御普請で行われることが決定した。この史料は、普請入用金として太郎左衛門が金二二三両を請取ったことを示すものである。

五六〇 井倉村太郎左衛門等より川茂・小形山畑田成御普請入用金請取証文 天明三年(天保)七月 寛

一金百両也 右は川茂・小形山畑田成御普請御入用金之内、此度御金蔵より相渡り候分、則書面之通り、御渡シ成被下、難有奉請取候、然ル上は此上無油断、御普請出精可仕候、依之請取証文差上申候、以上

天明三卯七月日 井倉村 願人 太郎左衛門 小形山村 証人 太兵衛

同断 同村

天明三卯年十月

名主 八左衛門 組頭 喜右衛門 百姓代 次郎助 小形山村 名主 弥右衛門 組頭 平右衛門 百姓代 弥五兵衛

久保平三郎様

御役所

(都留市所藏 禾生村役場田蔵川茂村文書 資料一般九)

【解説】 二ヶ堰の開発のためには、隧道を掘らなければならなかった。しかし、その隧道の掘り方をめぐって、太郎左衛門と村側とが対立していたことがこの史料からわかる。また、二ヶ堰開発の許可が下りたのが、天明二年の八月であったことも知られる。

五六二 川茂・小形山村方畑田成用水路御普請残金御渡し下された

きにつき井倉村太郎左衛門願書 天明四年(天保)二月 天野重藏控

乍恐口上書付を以奉願上候

一 甲州都留郡川茂・小形山村方畑田成用水路御普請被為仰付、川上より山根通り嶮岨之場所、岩切捨、溝地丈夫ニ相仕立、掘抜場所迄水引入置候所、水乗合宜敷、然る所去る霜月より金子に手支へ候ニ付、御支配御役所様へ御積り金高奉受取候残金、御渡被置下

候様に奉願上候処、御普請皆出来無之内、残金御渡し難被為成候旨被仰聞、願書御取置不被下置、依之御普請差支ニ罷成候ニ付、相成べく丈ハ自分に金子他借仕り、相仕立候処、去る卯年より、郡中至て凶作にて、米・雑穀甚た高直に付、人足穴掘等扶持米代金夥しく相掛り、其上郡内領之義、平年にて郡中にて出来候米ハ給足り不申、諸国より買入給統候躰之処、去年より至て凶作故、米穀郡中一切無之、右悉く他国より買入候に付、人足扶持米賃銭等迄前借り頼れ、旁々差支に罷成り、勿論御普請買物として私所持仕候田地所、直段に三割安相場を以て、金子五百八拾兩余差上置候へハ、当時相対にて金子才覚仕買物無之、自分金子才覚相調ひ不申、御普請差支、依之去る霜月より江戸詰仕、残金御渡し被為下置候様奉願上候、尤も御普請御場所之義、仕立相掛り候処御見分時節相違仕、馬踏太く丈夫に相仕立候所、大方山根通りの方、岩切捨、岩樋之御普請罷成候、其上郡中米直段三斗六升位ならてハ不仕、御入用倍増し余に相懸り、極困窮仕り候、然る処御金渡りの義奉願上候へは、自分に金子才覚仕、御普請相仕立候旨被為仰付奉畏候、右願上候通り、当年之義ハ郡中至て凶年に付、大小の百姓扶喰米雑穀買入に金子差出し、郡中金子一切無之候、實地を以て少分の金子も相調不申、及飢に、親妻子に別れ、銘々他国へ袖乞に罷出候体之所、当時金子才覚少分ノ義にても出来不仕、殊に大金の工面一切相調不申、十方暮れ罷在候、一先残金御慈悲を以て御窺、御渡し被下置候へば、当三月中畑田成之場所迄無滞り水引取、御普請御場所相残り候分、分通りを以て實地

郎左衛門相頼、御支配御役所様へ奉願上候ニ付、御札シ之上、御普請御窺成シ被下置、被為 仰付、難有仕合奉存候、然ル所井路筋山根通り峻岨ニして、桂川押付候場所、井路巾六尺、深サ四尺、御目録見之所、段々御吟味減シ相立、其上御勘定様方四分通り御減シ成被下候所、多年來心掛ケ候ニ付、奉御請候得共、山根通り壱丈余も切下ケ、馬踏太く相仕立候ニ付、出来栄仕候場所、大方岩樋ニ相成、御入用影鋪相掛り、其上三ヶ年来歇間、土砂崩落、数度溝路浚替仕候、勿論畑田成之場所、土地一畝平地にて宜鋪御座候場所、当御支配中井清太夫様御遠見被下候のみ、場所御見分不被下候故歟、御取用イ薄ク、依之御普請之儀奉願上候ても、未場所先御支配より引渡シニ相成不申旨被 仰聞、御聞濟無之、御普請差支、太郎左衛門儀は自然と身潰ニ相成、私共証人印仕、甚困窮仕候、左候時は此上当御支配様御掛りにては御普請差支、御窺事成シ被下間敷と両村一同歎鋪、乍恐奉存候、勿論先御支配久保平三郎様にて、去ル辰年御普請場所、手もどり仕候ヶ所、溝地未出来不仕候場所御改メ、其上太郎左衛門被 御召出、御吟味成シ被下候得共、其砌り御支配様御場所替ニ罷成候故、御普請出来栄不仕、難儀至極仕候、何卒御慈悲ヲ以、御普請出来栄仕候様、乍恐幾重ニも奉願上候、以上

天明五年 都留郡小形山村証人惣代  
 願人 太兵衛  
 御奉行所様  
 井倉 小林金一家文書 水利・土木八

御私筋御窺申上、御普請差支無之様仕度奉存候、残金被仰付候様に、乍恐幾重にも奉願上候、以上

天明四辰年二月 甲州郡内領井倉村  
 願人 太郎左衛門印  
 御勘定 桜井徳右衛門様

(川茂 天野正之家文書 七)

【解説】二ヶ堰の開発は順調に進んでいるが資金繰りが大変である。そこで太郎左衛門が幕府の勘定所に、残金の下付を願ったのがこの史料である。凶作が資金繰りをさらに悪化させていたこともわかる。

五六三 御普請出来栄仕りたきにつき小形山村証人惣代太兵衛願書  
 天明五年(一六五)二月  
 乍恐別紙書付ヲ以奉申上候

一前條申上候両村共、至て用水不自由成場所にて、桂川最寄之ものハ七八丁隔り候桂川より水汲上、又ハ山沢ニ留り出候水ヲ呑、万一出火等之節、防可申手段無之、連々大勢百姓難儀困窮仕候ニ付、多年來大小百姓評儀仕候処、畑作計にては歟四五工にて作り、粟稗拾四五俵取入、駄足り不申、其上わら筵まで買入渡世差支罷成候、御田地ニ右歟数にて作候積、初四五拾俵余計ニ取入、田作之間、粟稗拾式三俵取入可申候、左候時は行々百姓相統仕候、勿論両村にて願出候ては、百姓渡世ニ差支候ニ付、井倉村太

【解説】資金繰りの悪化がこの年も続いていたのであろう。この史料は資金の借用書に証人として印判を押していたと思われる人々が、工事の順調な進捗を勘定奉行に願ったものである。

五六四 井倉村太郎左衛門より御普請の妨害をなす者の吟味願書  
 天明六年(一六六)二月  
 乍恐書付ヲ以奉願上候  
 井倉村 願人 太郎左衛門印

奉申上候、川茂・小形山両村方畑田成御普請願之上、奉御請負候場所  
 一字渡場畑之内、井筋掘埋作付仕候事  
 一字法沢尻箱樋長六拾間、御目論見之場所、井筋岩樋ニ仕立候所、馬踏持チ端子にて持セ候木品、長五間位、末口七寸位之木品にて仕立置候所、崩取申候  
 一同所掛樋御目論見之所、寅冬中相仕立候所、卯六月十八日・十九日大雨出水にて山崩押出、大破仕候ニ付、辰春埋樋ニ仕立替、長五間、末口六寸位之木ヲ以、埋樋ニ仕立候所、榨台真木等迄薪木ニ伐取申候  
 一長生寺分内、字どうす岩山根通り岩樋ニ仕立、馬踏もち端子にて持セ候場所、土手切崩、木品崩取申候  
 一同所岩根通り、長四間、高サ七尺土手台榨真木抜取申候  
 一同所穴尻悪水弘梓老組、長九尺、巾六尺、双方へ仕立間、悪水弘

井路へ水榭ニ仕立候粹貫木切崩、杵柱并ニ真木薪木ニ切取申候  
一 穴之内明り取真戸卷ケ所、岩間ニ横真木ニテ持セ、立真木ヲ以ふ  
さぎ置候場所崩取申候

一同ほたニテ真戸ヲふさぎ、石積仕候所、崩取申候  
一同ほた岩間ニ切込ミふさぎ、上へ真木ニテ土走り仕立候所、崩取  
申候

一同土手台不足之所、岩間ニ横木入、石積仕候場所崩取申候  
一同真戸ふた岩間ニはた木掘入、末口八寸位、長三間位、横ませ、  
岩間切込、立真木ニ持セ、石積仕候場所切崩申候

一 水口土手台棹長四拾間余之所、卷ケ所にけん切崩申候  
一 浄泉寺御地内大子堂前、井筋掘渡、見苦鋪無之様ニ切石ヲ以、石  
かけ仕候管ニ熟談仕、模様替仕候ニ付、石切大工相掛、人夫ヲ  
以、御地内へはこび、積置候石、川茂村助右衛門自分之土蔵四半

石ニ遣候ニ付、詮議仕、村役人当人へ相届ケ置候、勿論右御普請  
之儀ハ、両村方へ熟談之上願上、御請負仕候ニ付、其儘差出申候  
右ケ條ニ奉申上候通り、井筋掘渡御普請仕立候場所、当月十八日場  
所内見仕候もの同道仕候所、井路掘埋作付仕、杵立其外切崩候ニ

付、番之もの附置、当日見附出、庄三郎と申もの差押、農道具  
取、村役人方へも相届ケ候所、勿論庄三郎老人之仕業ニ有之間鋪  
候様ニ乍恐奉存候、只今迄御普請場所御入用之木品、箱樋板等迄夥

鋪盜取候もの有之候得共、相しれ不申候ニ付、其儘差置申候、此節  
見付出、無廻奉願上候、御慈悲ヲ以、村役人并村方之者共被御召  
出、御糺被下置、御法通りニ被為仰付被下置候様奉願上候、御普請

請金七百両余之御積リニテ、鐵下同年より五ヶ年御免被 仰付、  
御普請ニ取掛り候処、川茂村渡場山と申所、山之内穴長三百拾卷  
間、小形山村迄掘抜候積り、百四拾間余掘入候所、場所一鉢堅岩  
ニテ難掘抜、願之上模様替仕、御普請相仕立候処、卯年以来大凶

作之年柄ニテ、米相場高直ニ相成、金巻両ニ付式斗八升位仕候、  
最初御目論見之砌ハ金巻両ニ付老石巻斗余も仕候間、其積ニテ御  
請仕候所、巨増倍高直ニ相成、右御普請之儀ハ、扶持米重之御普  
請ニテ候間、夥鋪費ニ相成、其上山根通り嶮岨之場所、馬踏太ク

相仕立候ニ付、数度大雨之節、山崩落、土手埋仕立替仕、猶又卯  
六月十八日・十九日大雨出水ニテ、山崩押出シ、大破仕候場所、  
辰之春中仕立替仕、金子二重ニ相掛り、右御入用ニテ引足不申、  
私所持之田畑無残他借ニ代替、其余之処、無廻辰之六月、先御支

配久保平三郎様御役所へ御入用五割増、奉願上候ニ付、御吟味之  
上、御竊被下置候内、御場所替有之、猶又其後数度御支配様御場  
所替有之候内、去申之七月、御勘定所様より右場所見分之上、可  
申立旨被 仰付候ニ付、先御支配平岡彦兵衛様御普請場所御直キ

御見分成被下、御吟味之上、御竊被下置候所、未タ御下知無之候  
間、格別之以御慈悲、右之趣再御竊成被下置、御普請ニ取掛り、  
皆出来仕、田畑成之場所迄無滞水引取候様奉願上候、左候時ハ、  
両村方百姓御救ニ相成、私儀も相助り、難有仕合ニ奉存候、以上

寛政元年 井倉村願人  
西ノ三月日 太郎左衛門  
守屋弥惣右衛門様

差支ニ相成極々難儀仕候ニ付、御届ケ奉申上候、何卒御慈悲ヲ以、  
御普請出来栄仕候様、乍恐奉願上候、以上

天明六年 川茂村  
午ノ十二月日 相手 介右衛門  
同所 庄三郎  
中井清太夫様 御役所

【解説】 この史料は、工事の妨害をする者の糾明を太郎左衛門が役  
所に願ったものである。おそらく小形山・川茂両村のうちには、二  
ヶ堰の開発自体に反対する人もいたのだろう。

五六五 川茂・小形山両村方畑田成御普請金引足り申さずにつき井  
倉村太郎左衛門願書 寛政元年(一七九)三月  
【補遺書】  
【第参号】

乍恐書付ヲ以奉願上候  
川茂・小形山両村方畑田成用水路、山掘抜御普請被 仰付候  
ハ、右村方高之内、御年貢米百貳拾七石余、御取増御上納可仕  
旨、安永九子年 松本伊豆守様御役所へ奉願上候処、段々御吟味

之上、御普請役様方御見分有之、基上御勘定橋爪領助様、中村丈  
右衛門様御普請御目論見成被下、天明式寅年七月願之通り、御普  
請ニテ候間、夥鋪費ニ相成、其上山根通り嶮岨之場所、馬踏太ク

相仕立候ニ付、数度大雨之節、山崩落、土手埋仕立替仕、猶又卯  
六月十八日・十九日大雨出水ニテ、山崩押出シ、大破仕候場所、  
辰之春中仕立替仕、金子二重ニ相掛り、右御入用ニテ引足不申、  
私所持之田畑無残他借ニ代替、其余之処、無廻辰之六月、先御支

配久保平三郎様御役所へ御入用五割増、奉願上候ニ付、御吟味之  
上、御竊被下置候内、御場所替有之、猶又其後数度御支配様御場  
所替有之候内、去申之七月、御勘定所様より右場所見分之上、可  
申立旨被 仰付候ニ付、先御支配平岡彦兵衛様御普請場所御直キ

御見分成被下、御吟味之上、御竊被下置候所、未タ御下知無之候  
間、格別之以御慈悲、右之趣再御竊成被下置、御普請ニ取掛り、  
皆出来仕、田畑成之場所迄無滞水引取候様奉願上候、左候時ハ、  
両村方百姓御救ニ相成、私儀も相助り、難有仕合ニ奉存候、以上

寛政元年 井倉村願人  
西ノ三月日 太郎左衛門  
守屋弥惣右衛門様

【解説】 ニヶ堰の開発が計画されたのは安永八年(一七九)のこと  
で、翌九年に役所へ願書が出され、天明二年(一七九)に幕府の事業  
として行ひことが決定し工事が開始された。それから七年、未だ工  
事の完成に至っていない。この史料は工事が遅延している最大の原因  
である資金不足の窮状を、太郎左衛門が役所へ訴えたものである。

五六六 井倉村徳兵衛より難儀至極につき御救い願書  
【補遺書】  
【第五号】

乍恐以書付奉願上候  
寛政十一年(一七九)三月  
【補遺書】  
【第五号】

一 甲州郡留郡井倉村徳兵衛奉申上候、同国同郡川茂・小形山両村方  
畑田成用水路御普請、天明二寅年御積金高七百拾九両余、願之通  
御下知相済、御普請仕立取掛り候処、卯年大凶作ニテ米相場甚高

直ニテ、金巻両ニ付式斗八升仕、最初御目論見之砌ハ金巻両ニ  
付老石巻斗余売買仕候、卯六月十八日・十九日大雨ニテ出水仕、  
山崩押出、井路縁押潰、土手埋、仕立替旁々二重之御普請仕、殊  
扶持米重モ之御普請御入用夥敷相掛り、御積金高ニテ引足不申、

私所持之田畑他借ニ代替、御普請仕立致、其余之所無致方、増御  
入用奉願上候処、御支配御場処替五度、御替合願捨ニ罷成、無廻

不願恐、十年以前戊年正月廿九日、松越中守様へ御駕訴状差送上候処、其筋へ可相願旨被仰付、翌晦日、久保田佐渡守様御奉行所へ欠込御訴訟奉申上候ニ付、段々御吟味之上、御普請役蓮見嘉藤次様、皆川林蔵様御越被下、御見分之上、目論見被仰付候間、積り立奉差上候処、場所ニ引合、御請書被致、御引払被成候、然ル処于年三月御調ニ付、川茂・小形山両村一同、江川太郎左衛門様江戸御役所へ御呼出、御調有之、右目論見金高五百三拾三両、永四拾六文四分之内、金四百拾七両餘下御年季過ぎ、午未申三ヶ年増御上納ニテ御渡し被下置候積り、御取極メ御竊被下置、去子年九月十六日、御下知相濟、金子才覚、調金ヲ以、同月中より御普請仕立ニ相掛り、七分通り出来栄仕、其時々御見分之上、水引入候処、水乗合宜鋪御座候、其節皆出来可仕処、金子差支ニ付、残金之分百拾六両余之内、出来方ニ応シ候丈ケ金子御渡被下度、御掛り江川太郎左衛門様御役所へ再度奉願上候処、其時々御竊被下置候得共、御下知ニ相違仕候儀、御取用難被成旨被仰聞、承知奉畏候、然ル処当御支配様へ御場所替ニテ、五ヶ年以前より御役処へ残金百拾六両余之内、八拾兩御拝借御竊被下置候旨、数度奉願上候得共、御聞濟無御座、差支、御普請相休罷有候内、山根險岨之場処、大雨之時々土砂崩落、井筋埋、数度取捨旁々相重り、是迄種々才覚仕盡シ候上、最早實地等も無之、才覚調金手当て無御座、必至ト差支、難儀至極仕候、無致方、私所持山畑・山林・家財・居屋敷無残売、代替御積り金高・金主方へ引当仕、才覚調金ヲ以、漸々去午年十一月廿六日迄ニ皆出来、井筋水引廻シ場処

定奉行で、代官には添翰を願っている。工事の完成に至るまでには、駕籠訴や駈込訴まで断行していたこともここから知られる。

五六七 田地手戻し仕りたきにつき小形山・川茂村役人ならびに井倉村徳兵衛より下金願書 寛政一一年(七九)一〇月

乍恐書付を以奉願上候

一 甲州都留郡川茂・小形山両村方畑田成用水路御普請、井倉村徳兵衛相願願之上御下知相濟、御請負被仰付仕立取掛り年来相掛り、漸々去午ノ十一月迄ニ皆致出来、仕用帳面相認差上御見分奉請、手戻し場所是其節御日延致置、当春中御普請仕旬後ニ罷成候得共、田作植附候所水保等宜敷、田作実法方至て宜敷御座候ニ付、両村小前一同早速御田地ニ仕度、当秋より地統致地馴候様冬中水引入置申度乍恐奉存候、然ル所当八月二日御普請役小侯藤九郎様再御見分成被下置候節、井筋不足之場所、徳兵衛一同ニテ手戻仕候様被仰付候ニ付、徳兵衛両村熟談仕、川茂下穴之内四尺七寸水下り御座候ニ付、字とうす岩迄間鋪老尺掘、老尺切開切下ケ手戻仕候筈、連印書付奉差上候、当時徳兵衛金子才覚調金手段無之、必至差支居手戻延引ニ罷成候間、御慈悲を以御下ケ金被為仰付候様、御竊成被下置候様仕度奉願上候、麦作仕付片付次第、徳兵衛両村一同手戻仕、用水田水無滞引取、両村一同相助り難有仕合ニ奉存候、以上

御代官様御見分之上、仕用帳面相認メ奉差上候、猶又午未申三ヶ年増御上納ニテ御渡し被下置、御目論見金高五百三拾三両、永四拾六文四分ハ此節御拝借ニ被成下置候様奉願上候、御返上之儀ハ地元両村へ御赦免之御年季明御上納金ニテ御引上被下置、他借并金主方、当時始末仕度、乍恐奉存候、猶又歟下武ヶ年御年延被成下置、田畑・山林・居屋敷・家財ニ相離レ、退転・大破之私、末々居屋敷相求メ、可成ニも百姓相統仕度、再慮願上、奉恐入候得共、必至ト行詰り、致シ方無御座、難儀至極仕候間、不願恐幾重ニも奉願上候、御慈悲ヲ以書面之通り被為、聞召分、願之通被仰付被下置候へ、難有仕合ニ奉存候、以上

寛政十一年末三月

甲州都留郡井倉村

願人 徳兵衛

御奉行様

前書之通、御奉行様へ御慈悲奉願上度候、何卒御慈悲ヲ以、御添翰被成下置、御差出シ奉願上候、以上

川崎平右衛門様

御役所

(井倉 小林金一家文書 水利・土木一六)

【解説】二ヶ堰は寛政十年(七九)に完成した。工事が着手された天明二年(八二)から数えると一七年目のことである。この間に工事請負人の太郎左衛門改め徳兵衛は、資金調達のため田畑・山林・居屋敷から家財まで質入したり売却してしまった。そこで窮状打開のために救助を願ったのがこの史料である。宛先は代官ではなく勘

同村 組頭 直左衛門

同村 百姓代 民右衛門

川茂村 名主 八左衛門

同村 組頭 市郎右衛門

同村 百姓代 文右衛門

井倉村 請負人 徳兵衛

寛政十一年 末ノ十月 川崎平右衛門様

御役所

(井倉 小林金一家文書 水利・土木一七)

【解説】手戻しとは、いったん造成しながらも、その後の洪水等の災害によって荒地となった耕地を、復旧することをいう言葉と思われる。この史料は二ヶ堰の開発によって造成された水田の手戻しを行うために、工事費の下付を願ったものである。

五六八 川茂・小形山畑田成用水路御普請増入金御下金につき井

倉村徳兵衛等請証文

享和三年(八三)一二月

差上申御請証文之事

小形山村

名主 重郎右衛門

川茂・小形山畑田成用水路御普請増御入金四百拾七兩之儀は、歟下年季明子より辰迄五ヶ年ニ割合、沓ヶ年金九拾兩宛、未年は五拾七兩御渡可被下置旨、去ル申年御下知之趣被仰渡請証文差上置候、然ル処徳兵衛儀右御普請ニ付多分之損金仕困窮致詰、殊ニ及老衰当日をも凌兼、親類好身之者高利之他借、或は田畑質入等を以致調達貸呉、右恩借を以御普請皆出来仕候処、此節返済不仕候ては年増利金相嵩、金主共儀も困窮者故徳兵衛同様及潰、存命罷有候詮も無之、晝夜心痛仕候間、子より辰迄五年ニ被下置候増石代金四百拾七兩、此度御下金被成下、徳兵衛存生之内恩借之分返済仕度旨、御慈悲奉願候ニ附御伺被成下候処、格別之御沙汰を以、川茂・小形山両村より沓年金九拾兩上納仕候増石代金を以、子より辰迄五ヶ年ニ徳兵衛へ可被下置金四百拾七兩、徳兵衛願之通此度操越御下金被成下候旨、御下知之趣被仰渡難有承知奉畏、右金被成御渡儀ニ奉請取候、然ル上は恩借之者共へ早速返金仕、大勢之金主共田畑等ニも不相離百姓相続仕、老年之徳兵衛存念も相届、莫太之御救と一同難有仕合奉存候、依之御請証文差上申所、仍如件

享和三亥年十二月 甲州都留郡井倉村 請負人 徳兵衛 証人 治郎左衛門 同国同郡小形山村 証人 太兵衛 同断 八郎右衛門 川崎平右衛門様

間、当丑より巳迄五ヶ年、畑田成増御上納金九拾兩分、五ヶ年都合金四百五拾兩、私方へ御預被成下、右利金を以永久、右御普請定御請負被 仰付被下置候様奉願上候、左候得は此上出精致、畑田成増御上納出来致候様ニも仕、且又年来右御普請掛候儀ニ付、此上御入用等不相懸、私義も右御金之助成を以、追々困窮相助り候様罷成候儀ニ付、何卒御慈悲を以、右願之通御聞濟被成下候様奉願上候、勿論右御金之儀は當 御役所ニ御差置被成下、私貸附方引請、年々利金上納仕候様、借方より實地証文、私加印を以奉差上、少も違変無之様仕、右御普請永久通水滞無之様仕、私困窮難儀仕候詮相殘候様仕度奉存候間、右願之通御聞濟被成下候へ、来ル卯年より右御金之助成を以、年々御普請仕、通水滞無之様仕可申候、尤先御支配中、右段奉願上候得共、増御上納両村上納相済候上、追て御願可申上旨、御利解被 仰聞候間、差控罷居候得共、最早両村増上納方之儀も年々上納仕候様罷成候儀ニ付、今般前段之通奉願上候間、右願之通御聞濟被成下候へ、両村畑田成通水、永久御普請差支無之、両村難儀ニも不相成、私義も追々困窮難儀も相助、幾々御奉公筋ニも相成可申と偏ニ難有仕合ニ奉存候、右願之通御聞濟被成下候様、御慈悲奉願上候、余は御吟味之節、乍恐口上を以御願可申上候、以上

文化二年丑 御支配所 井倉村 徳兵衛 閏八月 養笠之助様

御役所 前書被仰渡之趣、私一同罷出難有承知仕候、依之継添印形奉差上候、以上

井倉村 名主 六兵衛 (井倉 小林金一家文書 水利・土木一八) 【解説】二ヶ堰の工事費用は、当初の見積りより金四一七兩も多くなかった。この史料は、その増金が徳兵衛に下金になったときに作成された請証文である。

五六九 畑田成増上納金御預け下されたきにつき井倉村徳兵衛願書 文化二年(一八〇〇)閏八月 乍恐以書付奉願上候

一 御支配所都留郡井倉村徳兵衛奉申上候、私義当郡川茂・小形山両村畑田成之儀、多年難儀困窮仕、漸先 御代官様御丹青御威光を以、私願之通御普請皆出来仕、其上御請負金は又願之通、皆御渡被成下、難有仕合ニ奉存候、然ル処私義元来高三拾石余所持仕罷在候処、右御普請ニ所持之田畑・家財・諸道具等ニ至迄不残売私、其外所々借用多分有之、金主へ対シ御普請出来之上は申訳無之候間、御下ヶ金奉願上、諸借用不残相私、居屋敷地共、当時老石程請戻、所持罷在候、右畑田成、前段申上候通、誠ニ困窮難儀仕出来致、沓ヶ年金九拾兩宛増御上納ニ相成候得共、此上出精致、年々普請心懸仕候へ、猶又御益筋ニも相成可申と奉存候

御役所 (井倉 小林金一家文書 水利・土木二〇)

【解説】二ヶ堰の完成によって畑の田成が実現し、年貢も一年に金九〇兩の増額となった。この増上納金の五か年分四五〇兩を借用したいと、徳兵衛が願ったのがこの史料である。徳兵衛はこの金の運用によって、二ヶ堰の普請の永久請負いと家計の助成を行いたいと願っている。

五七〇 川茂・小形山村畑田成増上納金のうち二分通り下金につき 井倉村徳兵衛請証文 文化五年(一八〇一)二月 (端裏書) 名主重蔵控

差上申御請証文之事 川茂村 井倉村 小形山村 畑田成増上納金九拾兩之式分通 当卯より拾ヶ年 一 金拾八兩之間被下金 (折々) 但シ沓ヶ年分 甲州都留郡井倉村 百姓 徳兵衛

右は甲州郡内領川茂村・小形山村両村畑田成場、安永九十年久保平三郎様御支配之節、右用水路引請、御普請奉願上、尤畑田成出来仕候得は、御益筋は勿論、両村ニても米買入ニも不及、其上吞水迄も自由ニ罷成、村為不少儀故、天明三寅年御入用金七百拾九兩余被下置、御普請取掛り候処、桂川筋嶮岨難場有之、岩切掘割穴掘等堅石にて、悉手間取、漸七八分通相仕立候節、同川通り度々満水、土手

切、井路押埋、樋類粹立等不残流失、御普請手戻ニ相成候内、去ル卯年国中一統大凶作、米穀高直ニ相成、人足扶持等入用夥數相懸、多分之内損相立、御年季通り御普請出来不仕、無抛増御入用被下置度、再応奉願上、其節御普請役方御見分有之、其後猶又四百兩、拾七兩増御入用被下置候間、右を以漸出来仕候得共、用水路存分ニ水乗兼、度々岩切穴切広、種々丹誠仕、畢竟百姓相統莫加之ため、御奉公と一円ニ相心得、出精御普請相仕立、去ル子年より沓ヶ年金九拾兩宛増御上納ニ相成、地元両村ニても米買入も相止、香水差支無之様罷成、丹精規模相願候得共、御入用金のみにては中々以引足不申、無余儀先祖より所持之田畑・山林・家屋敷迄質入等ニいたし、御普請相仕立候儀ニ付、何分ニも可取統様無御座、無抛比上之相統方御慈悲奉願上候処、再応御礼之上、右段々之趣御勘考被成下、御伺之上、川茂村・小形山両村畑田成増上納金九拾兩之貳分通り、当卯より沓ヶ年金拾八兩宛、拾ヶ年之間被下置候分、御下知之段被仰渡、冥加至極、難有仕合ニ奉存候、尤右御年限中、畑田成場水不足、其外方一変地等にて増上納金相減候ハ、御上納高ニ准シ、被下金も相減候儀も可有御座、其節は猶又御伺之上、可被及御沙汰ニ旨被仰渡、是又承知仕奉畏候、依之御請証文差上申所、如件

文化五卯年十二月  
甲州都留郡井倉村  
百姓 徳兵衛  
蓑笠之助様  
御役所

前書徳兵衛相統方、私共一同御慈悲奉願上候所、此度御伺之上、為

て不足之分并御減ニ相成候箇所、其外臨時自普請相仕立候入用は、右用水掛之著より差出来候処、其後評儀之上、御普請箇所三分貳小形山村、三分沓川茂へ引請候故、役高御扶持米人足は高掛を以差出度旨、相手方へ掛合候処、小形山村始、其外入作古川戸村外五ヶ村一同承知ニ付、御普請仕立以前、人足触当、夫々罷出相働候所、相手方変心いたし、一円差出不申、仕立方差支、右は 御上様御法ヲ以被 仰付候高役御扶持米人足へ故障いたし、差出不申候哉、難得其意、且 御勘定様御普請役様御休泊、水夫入用、其外急破自普請入用、并右用水路下谷村長生寺地内を引取候地代金沓分ツ、可差出分、都て御普請ニ付相掛候入用、去年年分金四兩可差出分出金不仕、兎角押掠、我意増長仕候ニ付、御吟味之上、以来御普請村役御扶持米人足并出金方、其外自普請堰渡人足とも、夫々高役を以差出候様被仰付度旨、其外品々訴上之、且又相手方差上候は、去ル子年川茂・小形山両村畑田成用水路、組合御普請所ニ相成候段相違無御座、右御普請仕立方之儀、川茂村より申談候は、畑田成高之内、小形山村六拾石余、川茂村三拾石余、合九拾石余之御高ニ付、一式高割を以、三ツ割ニいたし具候旨申ニ付、自談を以、三分沓川茂、三分式小形山と万事割合候得共、諸色代其外は御入用米金を以払方仕、人足賃銀は両村共割合不致、浮金ニ相成居、右金子式ツ割ニいたし候上、村限引取、人足へ割渡遣度旨、是又川茂村より及無心候得共、相断候所、訴訟方村方は是迄沓用水差支、人夫難儀之場所ニ候得共、右御普請丈夫ニ出来候上は、難儀相凌候故、両村高役人足は門役にて差出候様致度旨及掛合、右は水元之儀ニ付、無余儀承知

御手当、当卯年より金拾八兩宛、拾ヶ年之間被下置候段被仰渡、一同難有仕合ニ奉存候、以上

右村  
名主 六兵衛  
組頭 五郎左衛門  
百姓代 六左衛門

(川茂 天野正之家文書 九)

【解説】二ヶ堰の開発によって畑の水田化が実現し、年間金九〇兩の増上納となった。この史料は二ヶ堰開発の功労者である徳兵衛に、増上納金のうちの二〇パーセント、金一八兩が一〇年間にわたって下金となることが決めたときに作成されたものである。

五七一 川茂・小形山両村組合畑田成用水路普請出入内済につき済

口証文

文政八年(一八二五)四月

(端裏書)

「大原畑田用水出入立入済口書

小形山 川茂両村」

差上申済口証文之事

甲州都留郡川茂村名主市左衛門外四人より、同州同郡小形山村名主八郎右衛門外四拾九人へ相掛、奉出訴候難決出入、訴訟方申立候は、川茂・小形山両村組合畑田成用水路之儀、文化元子年御普請所ニ被仰付、去ル卯年迄は御普請箇所半々ニ引分仕立、両村より式人ツ、世話人差出、門役人足沓軒ニ付沓人ツ、遺捨ニいたし、雑木其外諸色小前持高へ相掛、御入用米金を以、諸色代相私、御入用高ニ

いたし、門役ニ差出、右振合を以取計来候処、最初浮金割取之節は私欲を以式ツ割ニいたし、無心申候儀亡却致、時々ニ望勝手を以、小形山村へ無沙汰ニ人足触当候間、其段及掛合候所、先規仕来りは無之候得共、以来御普請仕立人足ハ、高役を以可差出杯と申之候ニ付、前書仕来之趣掛合候得とも、彼是不取留挨拶のみ仕、右は浮金有之候節は式ツ割ニいたし、足金之砌ハ高にて三ツ割ニいたし度杯、私欲に迷ひ候儀にて、式拾ヶ年来仕来候儀ヲ無謂相潰し候儀は不承知之旨申之、且右御普請ニ付、水夫入用其外、川茂村計にて割合、後園出金難差出、以来是迄之任来相守り候様、被仰付度旨、其外品々申立之、右出入当時御吟味中ニ御座候処、左之寺社取扱ニ立入、種々及利害ニ、右一件ニ付双方共憤之処、寺社實請、以来畑田成用水堰御普請之儀は、川茂村より世話人沓人罷出、小形山村より世話人式人罷出、都合三人にて万事相動可申管、寺社立入候趣意として、割合之外、小形山村より川茂村へ拾三人加へ可申、且御普請之儀は三分沓、三分式ヲ以、仕来之通相互ニ相仕立可申管、御普請御減ニ相成候場所并急破仕立之分、足金右川茂村より小形山村へ可差出分、并小形山村より川茂村へ入作之者共より可差出分、右立入人實請、熟談内済仕、偏御威光と難有仕合奉存候、右一件ニ付、重て御願ヶ間敷儀、毛頭仕間敷候、依之連印済口証文奉差上候所、如件

甲州都留郡川茂村  
名主 市左衛門  
訴訟方 同 組頭 次右衛門

文政八酉年四月

同 年寄 平左衛門◎  
 同 喜右衛門◎  
 同 百姓 十郎左衛門◎  
 同州同郡小形山村  
 相手方 名主 八郎右衛門◎  
 同 組頭 直左衛門◎  
 同 百姓代 甚右衛門◎  
 同 小前繁代 伊右衛門◎  
 同 同 弥五左衛門◎  
 同 同 与左衛門◎  
 同 同 与兵衛◎  
 同州山梨郡等々力村  
 浄土真宗 万福寺代 賢正寺◎  
 立入人  
 同州都留郡川茂村  
 右同宗 西光寺代兼 浄泉寺◎  
 同断  
 同州同郡小形山村  
 臨齋宗 富春寺◎  
 同断  
 同州同郡同村 神主 平井伊予◎  
 同断  
 石和宿 郷宿 左次兵衛◎  
 同 善右衛門◎

より永年引続、石代永九拾貫文宛兩村より上納仕、尤不熟之年破免願上、御検見入之節は、御上様御慈悲ヲ以、右増定石之内御減被仰付候得共、平年ニは矢張兩村ニて右定石米七拾六石五斗ニ立戻り、定直段ニて上納仕来候処、今般元畑米本途之分、定右代之内へ御組込ニ相成候ニ付、右段惣百姓へも申聞候処、一同先年より御上納仕来候通り、幾重ニも、御上様へ御慈悲願上候様、必至と相成候ニ付、右之段乍恐御歎願奉申上候間、何卒先例之通り、畑田成元畑米之儀は畑米本途之内ニ被成下、外増定石代米七拾六石五斗は則定御取米ニ相限り候処、右へ元畑米御組込ニ相成候ては、乍恐不定石代ニ相成候間、右元畑米之儀は先例之通り、畑米御直段被仰付、定石代七拾六石五斗之儀は定直段金沓兩ニ付八斗五升替、代永九拾貫文宛、定石代定直段ニて、御代官様御代々皆済御目録頂戴罷在候通り被仰付被下置度、幾重ニも奉願上候間、何卒格別之以、御慈悲ヲ、右之段被為聞召訳、先例之通り被仰付被下置候へ、広太之御救と難有仕合ニ奉存候、以上

天保十一年五月日

都留郡  
 川茂村 名主 利兵衛印  
 組頭 久兵衛印  
 百姓代 六右衛門印  
 同郡 小形山村 名主 六左衛門印

同 彦 助◎  
 吉川栄左衛門様  
 御役所  
 右済口証文 御勘定御奉行御月番曾我豊後守殿御開濟之旨、石和於、御役所、西六月二日、公事方若佐幸兵衛を以、被仰渡候、以上  
 西六月  
 (川茂 浄泉寺文書 村政・行政三)

【解説】川茂・小形山兩村は、二ヶ堰の完成後は組合を結成し、堰の管理・修覆等を行っていた。その普請の負担等をめぐり兩村の間で争論が生じ、それが解決したときに作成されたのがこの史料である。

五七二 川茂・小形山兩村より畑田成地の年貢の件につき願書なら

びに書付控 天保十一年(六〇)五月・七月

〔編纂書〕天保十一年五月 畑田成元畑米ニ付奉差上候願書控 小形山村

乍恐以書付奉願上候

御支配所川茂・小形山兩村畑田成増定石代之儀、文化元年 御代官川崎平右衛門様御支配之節、御勘定御奉行所へ御伺之上、川茂・小形山兩村畑田成場所元畑米本途之外ニ、増上石代として米七拾六石五斗、但定直段金沓兩ニ付米八斗五升替ニて、川茂村より代永三拾貳貫三百七拾五文、小形山村より代永五拾七貫六百貳拾五文、合代永九拾貫文宛、同年より年々上納可仕旨、御下知相濟候節

江川太郎左衛門様  
 谷村 御役所

組頭 仁兵衛印  
 百姓代 源右衛門印

右は御支配 江川太郎左衛門様御役所へ、右始末願書差上候処、御手代柏木平太夫様并ニ大山幸吉様御掛りニて、御伺之上御下知相濟、右願之通り、当子六月十三日於谷村御役所ニ被仰渡、先例之通り御引居ニ相成、依之為後鑑、兩村へ写控置申候、以上

川茂村  
 小形山村

〔編纂書〕天保十一年七月 畑田成場 破免御札ニ付奉差上候控写 小形山村

乍恐以書付奉申上候

川茂村・小形山村兩村畑田成御取箇定石代之儀は、文化元年御下知濟ニ相成候得共、右は村方前々之御取箇ニ競候ては、多分高免ニ有之、勿論不熟之節は右段御愁訴仕、既ニ文化五辰年 御代官野田松三郎様御預之節、御伺之上御引方被仰付、其後共ヶ成之年柄は、定石代を以上納仕候得共、不作之年は破免御引方被仰付、難有相続罷在候義ニ付、是迄破免御引方被仰付候分、左ニ奉申上候

文化五辰年 野田松三郎様  
 文政八辰年 吉川栄左衛門様  
 天保四巳年 柴田善之丞様

同 六未年	井上十左衛門様
同 七申年	西村貞太郎様
同 八酉年	御同人様
同 九戌年	当御支配 江川太郎左衛門様
(付書) 此後	
天保十四卯年	佐々木道太郎様御預之節、御伺之上、御引 方被 仰付候事

右之通御引方被仰付候間、不熟之年は是迄之通御引方被仰付、山付之貧村安心相統罷成候様、御仁惠奉願上候、依之起立より御引方之始末、以書付奉申上候、以上

都留郡

- 小形山村
- 百姓代
- 組頭 源右衛門印
- 名主 仁兵衛印
- 六左衛門印
- 川茂村
- 百姓代
- 組頭 六右衛門印
- 名主 吉郎兵衛印
- 理兵衛印

江川太郎左衛門様  
谷村  
御役所

(川茂 阪本太郎家文書 八)

【解説】二ヶ堰によって造成された畑田成地の年貢をめぐる史料で

ある。一つは、元畑米を定石代に組み込もうとする領主の意向に対して、先例の踏襲を望む村側の願書であり、いま一つはこれまでに定免が破免された年の書上である。